

高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則について

公開日 2012 年 3 月 23 日

- 1 規則等の題名
高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則（平成 24 年高知県公安委員会規則第 4 号）
- 2 根拠法令・条項
高知県警察署協議会条例（平成 13 年高知県条例第 7 号）第 3 条
高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（平成 21 年高知県条例第 88 号）
- 3 規則等の制定日
平成 24 年 3 月 23 日（金曜日）
- 4 結果公示の日
平成 24 年 3 月 23 日（金曜日）
- 5 適用除外条項
高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）第 38 条第 4 項第 8 号に該当
- 6 適用除外の理由
高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理であるため。
- 7 規則等の概要
別添「高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則」及び「新旧対照表」のとおり
- 8 担当課・連絡先
高知県警察本部警務部総務課
電話 088 - 826 - 0110（内線 1913）